

平成23年9月20日（火曜日）

---

応招議員（16名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（16名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
建設課長	西城 彰 君
産業復興課長	佐藤 通 君
産業復興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君

総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

事務局長	佐藤 広志 君
------	---------

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼 議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

---

議事日程 第4号

平成23年9月20日(火曜日)

午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 2号 平成22年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 3号 平成22年度南三陸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 4号 平成22年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 5号 平成22年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 6号 平成22年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 7号 平成22年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 8号 平成22年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 9号 平成22年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第10号 平成22年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第12 認定第11号 平成22年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第13 認定第12号 平成22年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定に

ついて

---

本日の会議に付した事件  
日程第1 から日程第13まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会3日目でございます。

台風の影響で気温が10℃くらい温暖差があります。議員の皆様、また執行部の皆様、体調には十分ご留意されまして、復旧・復興に向けて頑張ってくださいと思います。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において11番及川 均君、12番鈴木春光君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

日程第 2 認定第 1号 平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 2号 平成22年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 3号 平成22年度南三陸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 4号 平成22年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 5号 平成22年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 6号 平成22年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 7号 平成22年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 8号 平成22年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第10 認定第9号 平成22年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

日程第11 認定第10号 平成22年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

日程第12 認定第11号 平成22年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

日程第13 認定第12号 平成22年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決  
算の認定について

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。日程第2、認定第1号平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、認定第12号平成22年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてまで、以上本12案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本12案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本12案を朗読させます。

朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程になりました認定第1号平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算から、認定第12号平成22年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算までの全12会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、会計管理者並びに水道企業出納員及び病院企業出納員からそれぞれ関係書類の提出があり、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の平成22年度南三陸町各種会計歳入歳出決算書及び基金の運用状況審査意見書を添えて、決算の認定を求めるために提案いたしました次第であります。

まず認定第1号の南三陸町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成22年度一般会計は、歳入総額86億8,745万5,692円で、歳出総額82億2,369万4,550円で決算いたしました。歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は4億6,376万1,142円で、このうち

さきに報告、承認をいただきました繰越明許費繰越額 1 億4,689万1,000円と、事故繰越額 9,942万500円を翌年度に繰り越すべき財源として除いた実質収支額は 2 億1,744万9,642円の黒字決算となりました。なお、そのうち 1 億1,000万円を決算処分として財政調整基金に積み立て、残りの 1 億744万9,642円を平成23年度へ繰り越しております。

平成22年度における本町の財政状況を顧みますと、子ども手当での支給、地域経済の回復、雇用情勢の改善を図るために実施した重点分野雇用人材育成事業、デジタル化に取り組んだ防災行政無線整備事業など、特徴的な予算を執行しながらも、その決算規模は前年度を若干下回る状況となりました。これは経済対策として導入いたしました国の各種交付金事業等がおおむね終了の見込みとなったこと、年度後半において国の補正予算による導入を決定した事業が東日本大震災の影響により繰り越し措置をせざるを得なくなったことによるものとなっております。

また、本町の根幹財源であります地方交付税につきましては、地域雇用の厳しい状況に対応するため新たな雇用対策、地域資源活用臨時特例費が盛り込まれるなど、復元の傾向が引き続くこととなり、対前年度、平成21年度との比較で6.8%の増となっております。本町の財政運営は経済情勢が低迷期にあって、財政調整基金を取り崩すことにより辛うじて黒字決算を維持してまいりましたが、地方交付税の復元と臨時財政対策債の発行額の増により平成22年度はこの取り崩しを行うことなく財政運営を行うことができました。震災の影響を受けなければ今後の安定的な財政運営を図る上で基準とすべき決算になったものと認識いたしております。これまでは、各種施策の展開に当たり緊急性、効率性を考慮し、計画と財政の中和を基本とした財政の健全化に取り組んでまいりましたが、今後におきましては復旧・復興を最優先課題としてスピード感を持って取り組んでいかなければならないと考えております。

決算における具体的な主要施策、事業等への取り組み及びその成果等につきましては、当初予算編成時に申し述べました7つの重点施策の柱に沿って申し上げますが、個別具体の事業の詳細につきましては別冊の歳入歳出決算附表に記載いたしておりますので、そちらをご参照賜りたいと思います。

初めに、「安全・安心のまちづくり」についてであります。今後20年以内に発生すると想定されておりました宮城県沖地震への対応を積極的に進めていくことが当地域最大の課題でありました。町民の生命、財産を守り、子供からお年寄りまで健やかで安心して暮らせるまちづくりを進めるため、平成22年度におきましても防災関連施設の整備を初め、自助、公助、共助による地域防災力の強化に取り組んでまいりました。昨年度はチリ地震津波復興50周年

に当たることもあり、災害の恐ろしさを風化させないためにも、さらなる防災意識の啓発に意を用いていくことが重要との認識に基づき、住民参加型の地震・津波防災訓練を実施したほか、自衛隊等消防防災関係機関による訓練を実施いたしました。

また、住民の安全確保に関する施策といたしまして、耐震強化への喚起として木造住宅における耐震診断及び耐震改修工事について助成を行ったほか、災害発生時にいち早く緊急情報を的確に、かつ迅速に提供し、災害の甚大化を未然に防ぐ有効手段として防災行政無線のデジタル方式による更新整備を行いました。継続的に取り組んでおります海岸保全施設の防災機能強化といたしまして、水戸辺漁港立港整備事業に着手し、設計委託を行いました。このほかにも、消防防災機能の充実として長清水、石泉及び港地区に防火水槽を設置したほか、桜沢班及び中瀬町班の小型動力ポンプ、大森班及び田の浦班の小型動力ポンプ積載車の更新を行い、災害に対する備えを行ったところであります。

こうした取り組みにより地域防災力を計画的に、かつ確実に整備してきたところでありますが、東日本大震災によりその多くが消失し、何より尊い町民の生命を守り切れなかったことは痛恨の極みであります。

第2に、「集いとにぎわいのあるまちづくり」についてであります。

集いとにぎわいのあるまちづくりの実現のためには、本町の基幹産業である農林水産業や商工業などの地域経済の活性化が極めて重要であると認識しており、その認識のもと平成22年度におきましてはまず農業についてですが農産物の一層の産地化を目指すものとして、園芸特産重点強化といたしまして菊栽培における鉄骨ハウス等の整備に関し助成を行ったほか、ふるさと緑の創造事業としてヒマワリ等の景観形成作物の植栽を推進し、遊休農地対策及び新たな観光振興のきっかけづくりをおこなったところであります。

次に林業についてですが、林業を取り巻く環境は木材価格の長期低迷など大変厳しいものとなっておりますが、近年森林を環境面からとらえる傾向が強くなってきており、地球温暖化や災害防止機能等の森林が有する多面的機能を発揮することをとらえ、特定間伐材等促進計画を推進し、総合的な森林整備や森林環境保全を図ってきたところであります。また、林業の担い手育成につきましても、志津川山の会等の活動に対して支援を行ってきたところでありますが、昨年度志津川山の会が全国林業グループコンクールにおいて最高賞となる農林水産大臣賞を受賞したことは支援の結実として大変喜ばしく、今後の林業振興の励みになるものと考えております。

次に水産業についてであります。昨年度も水産物の安定供給と沿岸漁業経営の永続的発展



を目指し、「つくり、育てる漁業」を中心に資源管理型漁業を一層推進し、漁業資源の回復や漁場環境の改善、漁村の活性化に取り組んでまいりました。漁業近代化資金利子補給制度や平成22年2月28日発生の子リ地震津波からの復旧事業を推進し、漁業生産基盤の強化に取り組んだほか、バナナ、石浜、稲淵の3漁港の整備や荒砥漁港の防波堤改良、滝浜漁港の船揚げ場改良並びに藤浜漁港の護岸改良工事を行い、漁港機能の強化と漁港環境の向上に取り組んできたところであります。

次に商工業についてであります。経済不況の極めて深刻な状況により、地域経済を支える町内の企業はかつてないほどの厳しい経営環境に置かれ、また雇用情勢も同様でありました。このことに対しましては、昨年度は従来製造業種に限定しておりました企業の立地奨励金制度の対象業種を観光、医療、福祉関連事業等の分野まで拡大したほか、新たな産業分野に意欲的に取り組もうとする企業家を支援するため、企業支援補助金制度の創設を図り、企業誘致と企業創設を進めたところであります。同時に、各種産業関連イベントの積極的開催により南三陸ブランドの知名度を高め、既存商店と商店街のにぎわいづくりに努め、地域経済の回復に取り組んだところであります。

また、雇用に関しましてはふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業、重点分野雇用創出事業の実施により地域雇用の創出を図ったほか、新規高卒者雇用促進奨励金制度における1人当たりの雇用奨励金額の引き上げを行い、雇用の拡大と若者の地元への定着を図ってきたところであります。

次に観光振興についてであります。観光は地域経済に大きな波及効果を有しております。第1次産業の振興による食を中心とした南三陸ブランドの確立や各種イベントの開催による観光地としての本町の確立に加え、南三陸時間旅行サポートセンターを中心に教育旅行の受け入れ充実やマリンスポーツの展開についての取り組みを進めたこともあり、昨年の本町の観光客の入れ込みは着実に増加し、108万人に達しております。三陸縦貫自動車道が順調に延伸され、今後こうした観光事業への取り組みをさらに充実させるべく考えておりました。

しかしながら、東日本大震災はこうした本町の取り組みのほとんどを打ち壊してしまいました。大切な生産基盤を失い、何年もかけて築き上げた観光地としての提供力も著しく低下したことは大変残念であり、無念であります。今後は一日も早い生産基盤と雇用基盤の回復と、震災による支援者の方々を巻き込んだ本町サポーターの拡大に全力で取り組むことが課題であります。

第3に「みんなで支え合う健康のまちづくり」についてであります。

健康で安心して暮らし続けることは、すべての町民の願いであります。平成22年度におきましてもこのことを実現するべく、健康づくりの推進を行う一方、福祉や医療の充実に努めてまいりました。

まず、保健関係につきましては各種検診等の実施を行う一方、積極的な受診について周知を行ったところであります。また、新型インフルエンザや子宮頸がん等のワクチン接種に助成を行い、疾病の予防に努めたところであります。

次に福祉関係につきましては、ふるさと納税を財源としてホームヘルパー2級養成講座を実施し、福祉マンパワーの確保を図ったほか、民間社会福祉法人が荒砥地区に整備を進めておりました特別養護老人ホームについて開設の支援を行いました。当該施設につきましては本年3月の完成予定でしたが、完成直前に震災に遭い、完成時期が平成23年度にずれ込んでしまいましたが、工事途中にもかかわらず震災に際し避難所として地域住民を受け入れていただいたことは、地域住民ともども感謝にたえないところであります。

一方、子育て関係につきましては志津川保育所の老朽化に伴い、保育所を含めた子育て支援拠点施設の整備について基本実施設計を行い、その整備に着手したところであります。

病院経営につきましては、地域医療の中核としての責務を果たすべく公立志津川病院改革プランに基づき、経営の健全化に取り組んでまいりました。地方の医師不足等、自治体病院を取り巻く環境は依然厳しいままですが、そのような中にあっても昨年は院内にエアコン設置の設計を行うなど、患者の環境改善を図ってきた矢先、震災に見舞われ、本町は町内の医療機関のほとんどが流出、福祉施設も甚大な被害を受け、尊い命が犠牲となりました。犠牲となられた皆様に哀悼の意を表するとともに、危機的な状況の中、命を守るべく献身的に医療や介護に当たられた医療福祉従事者の方々に対し、心から敬意を表させていただきたいと思っております。

第4に「環境と調和したまちづくり」についてであります。

水産業や観光業を基幹産業として地域振興を図っている本町にとりましては、あらゆる政策を進めていく上で地域環境の保全は常に意識していかなければならないと考えております。その基本となりますのが平成22年3月に作成されました環境基本計画であり、昨年はその初年度として水質検査等の充実に取り組み、環境保全及び創造に関する施策を推進し、本町の恵み豊かな自然の中でより快適な生活を営んでいただくため、日々の暮らしを支える基盤の整備を進めるとともに、自然と共存した環境にやさしいまちづくりを推進いたしました。

次に道路交通網の充実につきましては、主要幹線道路の整備といたしましては平成22年度

は町道汐見9号線及び石泉線の改良事業を実施したほか、生活に密着いたします路線の補修等を行い、生活環境の向上に努めたところであります。

地上デジタル放送に対する取り組みといたしましては、完全移行まで残すところ1年余りとなり、また共聴施設における改修整備がおおむね完了いたしました。特に新井田地区についてはサテライト中継局を整備し、受信環境の向上と難視聴地域の解消に向け取り組んだところであります。

次に安全な水の供給についてであります。

上水道につきましては、水道事業業務の一部民間委託を進め、平成22年度は委託の範囲に水道施設維持管理、水質検査業務を加えたところでありますが、昨年11月、受託事業者の検査体制及び町の管理体制の不徹底により塩素濃度が高くなり、歌津地区の全域において1日間水道水が飲用できなくなるとの事故が発生いたしました。管理者として責任を痛感するとともに、健全で効率的な事業運営と良質なサービスの提供に向け決意を新たにいたしました。

こうした取り組みを、巨大津波は一飲みにしてしまいました。自然の非情さを痛感したところでありますが、本町にとってともに生きていかなければならないのはまた自然であり、自然の一部として身を守り、町を守り、ともに発展していく方策を求めてまいります。

第5に、「知性と豊かな心をはぐくむまちづくり」についてであります。

教育行政につきましては、教育委員会との連携のもと学力の向上を図るとともに、生きる力をはぐくむ学校教育の充実と、安全で安心な教育環境の実現を目指してまいりました。平成22年度は志津川中学校、戸倉中学校、歌津中学校に配置しております教育用コンピューターについて整備更新を行ったほか、老朽化した教育施設の計画的な整備として戸倉小学校屋内運動場の整備に取り組み、本年2月28日に完成し、3月1日に学校に引き渡しを行ったところであります。

また、生涯学習活動につきましても、地域資源を活用しつつ創意と工夫を重ねながら、各種講演会、文化芸術活動、生涯スポーツ等さまざまな事業を展開するとともに、平成の森管理業務につきましては民間ノウハウの活用を図るため指定管理者制度に移行いたしました。

こうした取り組みにより、学校教育、社会教育ともその基盤が充実するものと思っておりましたが、ご承知のとおり震災により多くの教育基盤が流出しました。特に戸倉小学校体育館は、引き渡しからわずか11日で無残な姿となってしまう、新しい体育館で思う存分体を動かすことを夢見ていた戸倉小学校の児童や地域の方々のことを考えると、無念でなりません。

第6に「参加と協働が活発なまちづくり」についてであります。

私たちを取り巻く社会環境は、住民ニーズや個人のライフスタイルの多様化を背景に地域の絆が薄らいでいく傾向にありました。町としては、地域が社会環境の変化に対応しながらコミュニティとしての機能を維持、発展していくため、住民、地域、行政がまちづくりに対する理念や将来像を共有し、町民と行政がこれまでの枠にとらわれず、持っている知恵や技術、経験、情報などを十分に生かした取り組みが必要であるとの観点から、「チャレンジ・元気な地域づくり事業」として地域における新たな協働への取り組みを支援するとともに、「おらほのまちづくり支援事業」として公募により提案された7事業に対して支援を行ったところであります。

また、昨年度は男女共同参画社会実現に向け、男女共同参画推進計画の策定を行ったほか、合併5周年記念事業として町民憲章の策定やプロ野球名球会を迎えてのドリームベースボール等への支援を行ったところであります。

第7に「戦略的な地域経営の展開及び行財政改革の続行について」であります。

合併から5年が経過し、持続的発展が求められる中、さまざまな施策の展開に当たり、健全性と弾力性を兼ね備えた財政基盤の構築を目指して行財政運営を行ってまいりました。特に平成22年度は地域活性化経済対策臨時交付金、地域活性化きめ細やかな臨時交付金、住民生活に光をそそぐ交付金等を有効に活用することにより、懸案であった事項に柔軟に対応し、社会資本充実や住民ニーズにこたえてまいりました。

また、行政改革への取り組みといたしまして、平成の森について指定管理者制度に移行したほか、衛生センター及びクリーンセンター運転業務の民間委託への決定、電子申請サービスの改修を行いました。行政改革については終わりがあるものではなく、永続的に取り組むべきものでありますので、今後とも限られた資源、人、物、財源、情報を有効に活用しつつ、山積する行政課題に取り組んでまいります。

最後に、東日本大震災について申し上げます。

平成23年3月11日、午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大規模の地震であり、大きな揺れとその後に襲いかかった巨大津波により、本町は壊滅的被害を受けました。この東日本大震災により多くの町民の尊い命が一瞬のうちに奪い去られました。改めまして犠牲者に対して哀悼の意を表するとともに、すべての町民に対してお見舞いを申し上げます。

だれしもが予想し得ない規模の災害とはいえ、人命はもとより行政基盤、住まい、なりわ

い、思い出など、多くのものが失われたことは、町政を預かる者として痛恨のきわみであります。しかし、そのようなだれもが失意と不安に押しつぶされそうになる中、すべての町民が支え合い、励まし合って、混乱期を生き抜き、あすに向かおうとしており、そのような町民に囲まれていることが私の誇りであります。

町の地盤が大きく沈下し、現状での復旧は困難となるなど、復興への道のは極めて厳しいものですが、先人が幾多の津波災害から町を再興したように、私たちもこの東日本大震災を乗り越え、町を復興していかなければなりません。震災で失われた町民の暮らしを一日も早く取り戻し、すべての町民が安心して暮らすことができますように、生活の下支えをしつつ、一日も早く復興の方向性を示し、町民が心を1つにして復興に取り組んでいくため、議会と協調しつつ全身全霊を傾け町政に当たってまいりたいと考えております。

続きまして、認定第2号平成22年度南三陸町国民健康保険特別会計から、認定第12号平成22年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計までの会計についてであります。特別会計ごとの決算内容につきましては追って会計管理者からご説明申し上げますが、私からは水道事業及び病院事業会計決算の概要についてご説明いたします。

まず認定第10号平成22年度南三陸町水道事業会計決算についてであります。

水道事業につきましては、事業の効率化と給水サービスの向上を図るため、業務の民間委託を積極的に推進し、経営改革に向けた取り組みを実施してまいりましたが、東日本大震災により町内全戸が断水する事態となり、事業経営面において大きな影響を及ぼす結果となりました。

収益的収支につきましては、総収益が3億5,469万5,494円で、総費用が4億4,615万3,184円で、差し引き9,145万7,690円の純損失が生じております。

次に資本的収支の状況についてであります。収入総額は3,091万650円、支出総額は2億4,558万3,828円となっており、支出に対して不足する収入額の2億1,467万3,178円は内部留保資金などの補てん財源で措置いたしております。

今後につきましては非常に厳しい経営状況が見込まれますが、ライフラインの重要性にかんがみ、衛生的で安定した水道水の供給ができるよう、復興計画に基づいた施設の再編と災害に強い事業経営に努めてまいります。

次に認定第11号平成22年度南三陸町病院事業会計決算についてご説明いたします。

病院事業会計につきましては、常勤医の退職などによりまして外来、入院患者とも減少することとなり、さらに東日本大震災の発生により病院運営の停止を余儀なくされることとな

りました。また、多額の資産が流出したことに伴い、経常利益を確保することができない決算となりました。

収益的収支におきましては、病院事業収益が13億9,416万9,926円、病院事業費用が21億8,476万7,763円という状況であり、結果として7億9,059万7,837円の純損失が生じております。なお、単年度不良債務につきましては、596万4,391円が生ずることとなりました。

次に資本的収入につきましては、病院事業資本的収入が一般会計からの出資金及び医療機器整備のための企業債と合わせて1億7,342万356円、病院事業資本的支出につきましては国の経済対策交付金を活用した事業として昇降機設置設備改修工事、照明設備改修工事等を実施するとともに、企業債償還を実施いたしましたところから1億7,341万8,679円でありました。病院経営におきましても、今後の経営の見通しは非常に厳しいものにならざるを得ない認識をしておりますが、できるだけ早い時期に施設整備を含めた診療体制の確保を図り、基幹病院として機能回復と充実に一層の努力をしまいたいと考えております。

以上、一般会計及び企業会計決算の概要についてご説明申し上げましたが、各会計の細部については質疑の中で詳細にお答えしたいと考えておりますので、よろしくご審議の上ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 次に、監査委員より決算審査報告を求めます。

職員をして、決算審査意見書を朗読させます。

なお、あらかじめ決算審査意見書を配付しておりますので、朗読は提出分と結びのみといたします。事務局。

○事務局長（佐藤広志君） それでは、平成22年度南三陸町各種会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書をご用意いたします。

まず表紙をめくっていただきます。

南三監第20号、平成23年8月31日、南三陸町長、佐藤 仁殿。

南三陸町監査委員、首藤勝助。

平成22年度南三陸町各種会計決算及び基金運用状況の審査意見について。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成22年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況を審査したので、次のとおり意見を提出する。

最後の24ページをお開き願います。

結び。

平成22年度南三陸町各種会計決算の審査に当たっては、計数が正確であるか、会計処理が法令などに基づき適正に行われているかを主眼に審査を実施した。また、基金運用状況については各基金が設置目的に従って適正かつ効率的に運用されているかを主眼として実施したところである。

当年度の一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く）の決算額は、歳入総額131億1,561万9,000円、一般会計86億8,745万6,000円、特別会計44億2,816万3,000円、歳出総額125億2,565万1,000円、一般会計82億2,369万4,000円、特別会計43億195万7,000円で、歳入歳出差引額は5億8,996万8,000円、一般会計4億6,376万1,000円、特別会計1億2,620万7,000円、実質収支額は3億4,365万7,000円、一般会計2億1,745万円、特別会計1億2,620万7,000円の黒字決算となっている。

一般会計及び特別会計における歳入予算の執行率は96.1%で、東日本大震災による事故繰り越し等の繰り越し事業の影響を除けばおおむね予定どおりの執行と認められた。不能欠損額は1億6,345万3,000円となっており、うち8,562万7,000円が特別土地保有税に係るものである。

一般会計及び特別会計における歳出予算の執行率は91.8%であるが、歳入予算と同様繰り越し事業の影響を除けばおおむね予定どおりの執行と認められた。

町債については、一般会計と特別会計を合わせて当年度借入額が8億7,150万2,000円、償還額が10億4,024万1,000円で、当年度末現在高は前年度と比較し1億6,873万9,000円、1.3%減の130億5,167万5,000円である。

収入未済額は町税1億5,911万4,000円、国民健康保険税2億4,614万1,000円、介護保険料844万6,000円などとなっている。震災の影響等により徴収が困難な状況もあるが、現状を把握の上、なお負担の公平の確保に努められたい。

水道事業会計の決算額は、総収益3億3,469万5,000円に対し、総費用は4億4,615万3,000円で、差し引き9,145万8,000円の純損失を生じている。これは主に震災により流出した資産に係る特別損失の計上によるものである。

病院事業会計においては、総収益13億9,417万円に対し、総費用は21億8,476万8,000円で、差し引き7億9,059万8,000円の純損失となった。これは被災した資産に係る特別損失の計上などによるものである。

訪問看護ステーション事業会計は、総収益5,579万円、総費用5,383万8,000円となっており、差し引き195万2,000円の純利益となった。

各事業では今後施設復旧のために多額の資金が必要となるほか、復旧までの減収が見込まれることから、経営の一層の効率化が求められる。本町では震災対策を最優先とし、長期的な視点に立って施策の優先順位を決め、重点的、効果的に施策を実施していくことが必要である。また、復興事業に要する膨大な財源の確保に努めるとともに、引き続き被災した住民への生活支援や施設の復旧に総力を挙げて取り組み、住民福祉の向上が図られることを望むものである。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 監査委員の補足説明がありましたら、説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（首藤勝助君） 町長から審査に付されました平成22年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況の審査に当たりましては、計数の正確性及び予算の執行状況等につきまして慎重に審査を実施したところでございます。

審査結果等につきましては、お手元の審査意見書に記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） これより総括質疑的な質疑に入ります。

なお、監査委員に対する質疑も含むものいたします。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ただいま上程されました各種会計決算概要説明の中から、総括的な質問をしていきたいと思っております。

22年度決算は歳入歳出差引額4億6,376万1,142円、実質収支額は2億1,744万9,642円で黒字決算であります。概要説明の中でも、「災害の影響を受けなければ、今後の安定的な財政運営を図る上で基準とすべき決算になった」と言われています。予算執行に当たりましては、3月11日をもって停止になったわけでありまして、大変複雑な思いであります。「今後は復旧・復興を最優先課題として、スピード感を持って取り組んでいく」とうたわれています。全くそのとおりであります。今回の東日本大震災は、今まで積み重ねてきました防災に対する取り組みは自然の力にはなすすべもなく、自然の脅威を感じるものであります。

そこで、今後の安心・安全なまちづくりについて伺います。

先日、同僚議員に「ゼロからの見直し」と答弁がありました。今まで行われてきました住民参加型の地震・津波訓練、耐震住宅の普及、防災無線の整備、防潮堤の遠隔操作など、6ないし7メートルの津波を想定した訓練でありました。これはこれで意味がありますが、「ゼロからの見直し」とはどのようなことを考えているのか、まずお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。



○町長（佐藤 仁君） 大瀧議員の総括質問にお答えをさせていただきますが、今議員からご指摘ございましたように、黒字決算という形の中で、ご案内のとおりこれまで当町、財政調整基金が大体3億円あるいは4億円というところを行ったり来たりという状況でございまして、新年度予算を編成するに当たりまして、財政調整基金を取り崩しながら新年度予算を編成してきたと、そういった経緯がございます。しかしながら、平成22年度は財政調整基金を取り崩さないで予算編成ができたということで、財調基金もピークでは8億2,000万円ということになりました。当町において本当に久しぶりに大きな財調基金を残すことができた。そうしますと、今後の財政運営にも非常に安定的な財政運営ができるだろうというふうに我々も思っていたところでございますが、残念ながら今回の東日本大震災ということになりまして、一転して今度は大変厳しい財政運営を推進していかなければならないというところがございます。そういった意味におきましては我々としても今後の復旧・復興へ向けての財源の確保というものが大変急務な課題だろうというふうに認識いたしております。

そういった中で、今ご指摘ございました防災計画の問題でございまして、まさに前に答弁をいたしました。今ご指摘もいただきました。まさしく今回想定を大きく外れた大変大きな大津波が襲ったわけでございました。そのことによりまして、大変多くの町民の皆さんが犠牲になりました。そういった観点から、これからの想定というものをどういうふうな形の中で我々として構築していくのかということが非常に大きな問題だろうというふうに思います。したがって、津波、そして地震、さまざまな自然災害に対してどう町として対処していくのかということについて、さまざまな皆様方のご意見をいただきながら、防災計画を構築していきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 毎年訓練に参加していたので、今回すぐ高台に逃げたという何人かの方のお話を聞くことができました。これは住民の意識啓蒙、啓発、これが最も大切なことではないかと私は思っております。

自然災害につきましても取り組みのほかに、私が問題にしたいのは人災である原発についてであります。福島第一原発事故から、原発に対する世界の目は変わりました。ドイツでは脱原発が国民の意思で決まりました。6月定例会で、私の一般質問の「原発をどうとらえているか。脱原発の考えは」という問いに、町長は「国民的議論が必要」と答弁されました。そして、住民の不安には「測定器による監視体制の強化を図る」と答弁されています。

改めて伺います。町長の脱原発の考えはないかどうか。その辺を伺いたいと思います。

先日、住民から「当町の放射線量はどうなっているのか。野菜や魚などの食品は大丈夫なのか。安心して食べていいのか」と問われました。正確なデータを知りたいと思い、最初に環境対策課に行きましたら、「焼却灰だけを測定している」と言われました。次に危機管理課では庁舎前の測定のみと言われました。学校の校庭の測定は教育委員会が所管であると。そして食品は産業振興課だと言われ、私は4カ所を回りました。ここは大丈夫とは思いながらも、不安を持っている町民に正確なデータを知らせる必要がありますし、1カ所で管理すべきと考えます。そのことは、もし万が一女川原発やその他の地域での事故があったとき、もうそんなことがあっては困りますが、すぐ対応できるような体制を整えるべきと考えております。データの一元化と情報公開を町民に常に知らせるシステムをつくるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 第1点目の原発の問題でございますが、今回の東日本大震災によりまして東京電力の原子力発電所が大変な事故を起こしたということで、本当に世界を巻き込んでの原発論争になったというふうに認識いたしております。当町におきましても、数十キロメートル先には女川原発がございまして、我々としてもそういう関心については非常に高うございます。反面、日本のエネルギーのあり方ということについて、これは多方面の方々のさまざまなご議論もございます。前に大瀧議員からご質問ございました際にも、これはまさしく国民的議論が必要だというふうな答弁をさせていただきました。現在も、私自身としてはそういった多岐にわたるエネルギーのあり方ということについてしっかりと議論をしていく必要があるんだろうというふうな認識については全く変わりはありません。

それから放射線量の問題でございますが、この前、駐車場で放射線量の調査をやっておりますが、7月末ですが東北大学の先生に町内の放射線量の調査も行っていただいております。その際、当町においては問題はないというふうな結果をいただいております。しかしながら、これは日々刻々と変わっていくというふうに思っておりますので、そういった放射線量の調査についてもしっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

それから、今ご指摘がございました、産業振興課、教育委員会、危機管理課、そういったそれぞれの分野に分かれているということについては、これは各省庁からおりてくるということでそういう結果になっておりますが、基本的には今ご指摘ございましたように放射線の問題につきましても一元化させていただいて、そのほうが町民の皆さんにも資料等含めてお出ししやすいというふうに認識いたしておりますので、そういう方向でこれから取り組んでま

いりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 私、町長からはっきり原発に対する考え方というのを今聞けなかったのは残念だなと思っております。本当に福島県民、そして私たちにも影響するのではないかとと思われるこの原発問題、本当に国民的な世論を高めながら、国としても脱原発の方向に行ってほしいと私は思っております。残念なことに、まだまだこの国の弱い部分が見えてきているなど私は思っております。

町長は今、一元化して1つのシステムをつくるというお話でしたので、ぜひそれはやっていただきたいと思えますし、町民に情報をすぐ公開できるような、だれが聞いてもすぐわかるような、そういうシステムをぜひつくり上げてほしいなど思っております。

自然災害にしても人災にしても、私たちが今考えている以上の、想定外の震災が今起こっているわけでありまして。きょうの河北新報によりますと、奥尻島のルポが載っておりました。私、ちょっと朝に読んできたんですが、東日本大震災の津波は東北各地の防潮堤を粉砕し、ハード面の限界をさらけ出したと。

○議長（後藤清喜君） 10番議員、22年度の総括質疑ですから、ちょっと一般質問的な傾向ですので。

○10番（大瀧りう子君） もうちょっとで終わりますので。

最後は高い場所に逃げるしかない、島民は改めて避難の重要性を認識したと。そういうのが載っておりました。想定外の災害が起こっていますので、万全の取り組みを町としてもつくり上げ、そして常に意識啓発に努めていくことが大切だと思いますので、その辺を十分に認識しながら、町長には今後の運営に当たってほしいなど思っております。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま放射線量の、町民の皆さんへの情報公開ということでございますが、基本的に我々が意識しなければいけないのはそういった町民の皆さん、あるいは風評被害含めて、情報をしっかり出すということが非常に大事だと思っております。したがって、今お話ししましたように風評やら、あるいは町民の皆さんが不安を解消するためにも、我々がしっかりと調査した結果をしっかりとお示しするということが大事だというふうに考えておりますので、今後ともそういう形の中で私どもとして進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 総括質疑ということでありますので、全体に対する質疑ということになるわけでありましたが、この22年度の決算の監査、条例、地方自治法等見ますと我が町は市町村の町であります。したがって2名の監査委員で監査をしなければならないということがうたっているわけでありましたが、残念ながら今回の決算の監査は1名で行われております。1名で行われたということに関しての違法性ということになりますと、仕方がないんだと、やむを得ないんだというような内容のお話で答弁がなされるかと思うんですが、やむを得ないという理由ですね。どこから来てやむを得なくて1人ということになるのか、執行部としてのその辺の考え方はいかがなのか。その辺を伺います。

○事務局長（佐藤広志君） 現在において南三陸町では1名、代表監査委員ということで民間の監査委員1人で監査した結果になっております。監査報告については合議制をとっておるんですが、監査そのものについては1人の独任制でよいということでありまして、現在において1人ということでありまして、1人でもできるということの解釈で監査を実施いたしました。ただ、報告については合議制を持っているんですけども、1人ということでは1人の合議でよいということでは監査の意見書を提出したわけでございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 答弁は議会事務局が担当ということで答弁いただいたわけでありまして、地方自治法の中の196条にあるんですが、我が町におきましては有識者から1名、それから議会から1名で2名ということであつたわけでありまして、その196条の2項には、執権を要する者のうちから選任される監査委員の数が、執権を要する者というのは議会でなく民間のほうからということですが、その数が2名以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から1を減じた人数以上は普通地方公共団体の職員で政令で定める者でなかった者でなければならないと、なかなか難しい解釈なんですけどね。要するに、例えば監査委員が5人だと、執権を有する者5人を選びますと。1人を除く4人は役場の職員上がりではだめですよという解釈なんです。普通公共団体の職員で、政令で定める者でなかったものでなければならないということですから。なぜこの2項でそういうことをわざわざうたっているのかというのが1つの問題といたしますか、考えなければならないものなんです。役場の職員上がりではだめですよっていうんですね。1人はいいけれども、あとの4人はだめだよと。裏を返すと、役場職員では監査委員は向かないんだよと、だめなんだよということがはっきりとうたわれているんです。残念ながら今回この22年度の監査、1名であります、役

場職員上がりの方が代表監査委員になっていますので、果たしてこれが適正といたしますか、法的には問題はないんでしょうけれども、果たして客観性から考えてみた場合それがよかったのかなという考えでいるわけでありますので、その辺の質問をさせてもらいました。合議制という問題もありまして、1人の合議制で報告書はいいということなんですが、私は報告書だけではなく、すべてのものを監査する上で合議制が必要だということを見ております。したがって、果たして今回の22年度の決算が適正かどうかということに非常に疑問を持っております。以上で質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって総括的質疑を終わります。

お諮りいたします。本12案については議長を除く全員で構成する平成22年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本12案については議長を除く全員で構成する平成22年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時38分 再開

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

ここでご報告申し上げます。

ただいま開催されました平成22年度決算審査特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果について議長へ報告がありました。

委員長に星 喜美男君、副委員長に及川 均君が選任されましたので、ご報告いたします。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、平成22年度決算審査特別委員会の終了後、本会議を開き、本日の議事を継続することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、平成22年度決算審査特別委員会の終了後、本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午前11時40分 延会